

平成28年度独立行政法人農畜産業振興機構コンプライアンス推進計画（案）

平成28年3月〇〇日付け27農畜機第〇〇〇号

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）におけるコンプライアンスの推進をより一層図るため、平成28年度においては、「コンプライアンスの推進の基本方針」（平成20年6月3日付け20農畜機第1047号。以下「基本方針」という。）等に基づき、役職員の職務に関する倫理の保持、個人情報保護の保護及び情報セキュリティ対策に係る以下の取組を行うものとする。

1 各部室等におけるコンプライアンス推進に向けた取組

コンプライアンスの推進に当たっては、部、室及び事務所（以下「各部室等」という。）における日常の取組及び機構に所属する役職員一人一人の意識向上による責任ある言動が基本となる。

このため、各部室等を担当する理事及び管理職員は、部内会議などを活用したコンプライアンスの啓発、コンプライアンスの推進に関する意見交換等のほか、業務内容の特性を踏まえた各般の取組を行う。

2 コンプライアンスの推進体制

(1) コンプライアンス委員会における審議

コンプライアンス委員会において、コンプライアンスの推進に関する基本的事項及び重要事項の審議を行う。

(2) 管理責任者等によるコンプライアンスの推進

管理責任者（基本方針の4の(3)の管理責任者をいう。以下同じ。）は、前年度の取組実績、4の(6)の認識度調査の結果等を踏まえ、各部室等におけるコンプライアンスの推進のために必要な措置を講じる。

また、管理責任者及び管理責任補助者（基本方針の4の(4)の管理責任補助者をいう。）等で構成するコンプライアンス推進会議をコンプライアンス委員会の開催前に1回以上行い、各部室等における推進計画の推進状況の確認、具体的な推進方策についての検討等を行う。

(3) コンプライアンス推進相談等窓口における対応

業務監査室に設置されたコンプライアンス推進相談等窓口において、コンプライアンスに関する相談・通報に適切に対応する。

なお、当窓口における事務の取扱いについては、独立行政法人農畜産業振興機構公益通報者保護に関する取扱規程（平成18年3月31日付け17農畜機第4968号）を準用する。

3 コンプライアンスの推進に関する研修等

コンプライアンスに関する理解と認識を深めるため、役職員に対する e ラーニング形式による研修、新規採用職員等に対する機構の取組等を解説する講義形式による研修及び外部講師による研修会を実施する。

4 コンプライアンスの推進へ向けた取組

(1) 内部監査の実施

内部監査に当たっては、引き続き業務運営におけるコンプライアンスの推進の観点を含め実施する。

(2) コンプライアンスの推進状況の点検

管理責任者は、自らが担当する部室等のコンプライアンスの推進状況を、適宜、点検するものとし、コンプライアンス委員会事務局は、当該点検の結果を取りまとめて同委員会に報告する。また、管理責任者は、点検結果を踏まえて必要な措置を講じる。

(3) コンプライアンス推進の日の設置

コンプライアンスに関する役職員の認識を深めるとともに意識の向上を図るため、各四半期における初月の第3木曜日に「コンプライアンス推進の日」を設け、コンプライアンスに関する取組を行う。

なお、「コンプライアンス推進の日」に役職員が任意に実施してきたコンプライアンスセルフチェックシートについては、4回中の1回を試行として、コンプライアンス委員会事務局による採点方式として実施する。

(4) コンプライアンスに関する情報の提供

コンプライアンスに対する理解を深めるため、コンプライアンスに関する事例集や有益な情報、規程等をイントラネットに掲載し、必要に応じて拡充・更新する。

(5) コンプライアンス教育資料の活用

コンプライアンスに関する意識及び知識の向上等を図るため、普及・啓発用の教育資料を活用する。

(6) コンプライアンスの認識度調査の実施

より効果的なコンプライアンスの推進を図るため、前年度に実施したアンケート結果等を踏まえ、職員のコンプライアンスに関する認識度を把握するためのアンケート調査を実施し、今後の取組に資する。

5 コンプライアンスに関する情報の積極的な公開

機構のコンプライアンスに関する情報公開を積極的に進めるため、コンプライアンスの推進のための基本方針及び推進計画、コンプライアンス委員会

の審議内容、コンプライアンス通報があった事案のうち同委員会において公表の必要があると認めたもの等についてホームページで随時公表する。

